明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一三）　一

省令

○厚生労働省令第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百七十七号を第百八十八号とし、第百三十四号から第百七十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第百三十三号を第百四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十四　メチル＝二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

第一条中第百三十二号を第百四十二号とし、第百二十四号から第百三十一号までを十号ずつ繰り下げ、第百二十三号を第百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三　一―（ベンゾフラン―二―イル）―Ｎ―エチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第百二十二号を第百三十一号とし、第百七号から第百二十一号までを九号ずつ繰り下げ、第百六号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五　一―（三―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第百五号を第百十三号とし、第百四号を第百十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百十一　一―（四―フルオロフェニル）―二―（ピペリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

百十二　一―（四―フルオロフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）オクタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百三号を第百九号とし、第六十七号から第百二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十六号を第七十号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十一　一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（エチルアミノ）ブタン―一―オン及びその塩類

七十二　一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十五号を第六十九号とし、第三十四号から第六十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十六　二―（エチルアミノ）―一―（インダン―五―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

三十七　二―（エチルアミノ）―一―（インダン―五―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十四号とし、第三十一号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　一―（インダン―五―イル）―二―（ピロリジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類